

屋外広告物 { 許可  
変更許可  
継続許可 } 申請書  
(表)

年 月 日						
(あて先) 大津市長 <span style="float: right;">(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)</span> 申請者 住所 〒 <span style="float: right;">ふりがな</span> <span style="float: right;">氏 名</span> <span style="float: right;">電話 ( ) -</span>						
大津市屋外広告物条例 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">条例第10条第1項 条例第16条第1項・第2項</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> の規定により、次のとおり申請します。						
1種 類 (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他 [ ]					
	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札					
	<input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面 数	面 積	数 量
	m	m	m	面	m <sup>2</sup>	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属 [ ] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 [ ]					
4 表示(設置)期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年・月間)					
5 建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による道路の占用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法による道路の使用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
8 表示(設置)に係る場所(区域)	大津市	条例上の地域区分等	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 許可地域 (第1種・第2種・第3種) <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 ( 地区) <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域 ( 地域) <input type="checkbox"/> 指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道)			
9 都市計画法等で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種・第2種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地域・準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業・商業地域、 <input type="checkbox"/> 準工業・工業・工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区、 <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区、 <input type="checkbox"/> 北部湖岸眺望景観保全地域 <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存区域、 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域、 <input type="checkbox"/> 地区計画 ( 地区)					
10 管理者	住所	電話 ( ) -				
	氏名					
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
※受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課員	※担当者	
	円					
※許可条件						
※許可番号	年 月 日 大津市指令都都屋 第 号					

※裏面にも記載事項があります。

(裏)

11 工事 施行者	住 所 氏 名	電 話 (     )     -	
	屋外広告業の 登録番号等	年   月   日 大津市屋外広告業登録第     号	
12 土地(物件)の所 有者等の承諾	本件広告物等の表示(設置)の承諾者 住 所		
	氏 名	電 話 (     )     -	
13			
写 真 ち ょ う 付 欄			
14 許 可 番 号 等  (新規の許可申請にあ っては、記入する必 要はありません。)	許 可 番 号	年 月 日 大津市指令都都屋 第     号	
	表示(設置)期間	年 月 日～     年 月 日 (     年・月間)	

注 1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図
  - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
  - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書並びに図面
  - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
  - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真(申請の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
  - (6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が条例第37条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
  - (7) 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から31メートルを超えるときには、当該広告物に対応する同計画で定める重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類のほか、変更に係る注1(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。
  - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
    - (1) 注1(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真
    - (2) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔(ネオン類照明広告物を含む。)、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 5 該当する( )内に印を付すこと。
  - 6 ※欄は、記入しないこと。



屋外広告物 { 許可  
変更許可  
継続許可 } 申請書  
(表)

年 月 日

(あて先)  
大津市長

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)  
申請者 住所 〒

氏 名

電話( ) -

大津市屋外広告物条例 { 条例第10条第1項  
条例第16条第1項・第2項 } の規定により、次のとおり申請します。

1種 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)	( )自家用 ( )非自家用 ( )その他[ ]					
	( )屋上 ( )壁面 ( )突出 ( )野立 ( )禁止物件添加					
	( )広告板 ( )広告塔 ( )立看板 ( )広告旗 ( )はり紙 ( )はり札 ( )電柱等 ( )アーチ ( )広告幕 ( )アドバルーン ( )ぼんぼり					
2規模及び数量	地上高	縦	横	面 数	面 積	数 量
	m	m	m	面	m <sup>2</sup>	個
3主要な材料	( )金属[ ] ( )木 ( )プラスチック ( )その他[ ]					
4表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日( 年・月間)					
5建築基準法による工作物の確認	( )不要 ( )有 ( )申請中 ( )未申請	6道路法による道路の占用の許可	( )不要 ( )有 ( )申請中 ( )未申請	7道路交通法による道路の使用の許可	( )不要 ( )有 ( )申請中 ( )未申請	
8表示(設置)に係る場所(区域)	大津市	条例上の地域区分等	( )禁止地域 ( )許可地域(第1種・第2種・第3種) ( )景観保全型広告整備地区( 地区) ( )眺望景観保全地域( 地域) ( )指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道)			
9都市計画法等で定める地域地区の区分	( )第1種・第2種低層住居専用地域 ( )第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地域・準住居地域 ( )近隣商業・商業地域、( )準工業・工業・工業専用地域 ( )風致地区、( )伝統的建造物群保存地区、( )北部湖岸眺望景観保全地域 ( )歴史的風土保存区域、( )市街化調整区域、( )地区計画( 地区)					
10管理者	住所	電話( ) -				
	氏名					
	資格等	( )登録試験機関の試験合格者( )講習会修了者 ( )職業訓練指導員免許所持者( )技能検定合格者 ( )職業訓練修了者( )不要				

※ 大津市指令都都屋 第 号  
本件広告物(掲出物件)の表示(設置)を、大津市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。 年 月 日  
許可条件

(裏)

11 工事施行者	住 所 氏 名	電話 ( ) -
	屋外広告業の 登録番号等	年 月 日 大津市屋外広告業登録第 号
12 土地(物件)の所 有者等の承諾	本件広告物等の表示(設置)の承諾者 住 所 氏 名 電話 ( ) -	
13  写 真 ち ょ う 付 欄		
14 許 可 番 号 等  (新規の許可申請にあ っては、記入する必 要はありません。)	許 可 番 号	年 月 日 大津市指令都都屋 第 号
	表示(設置)期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年・月間)

注 1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図
  - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
  - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書並びに図面
  - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
  - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真(申請の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
  - (6) 条例第 10 条第 2 項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が条例第 37 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
  - (7) 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超えるときには、当該広告物に対応する同計画で定める重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等
- 2 変更の許可申請にあつては、注 1 (1) に掲げる書類のほか、変更に係る注 1 (2) から (6) までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 注 1 (1) に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真
  - (2) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔(ネオン類照明広告物を含む)、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 5 該当する( )内に印を付すこと。
- 6 ※欄は、記入しないこと。

※この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大津市長に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。